事務局 松戸市小根本 57-4
TEL 047-363-0389
FAX 047-365-1370
流山分室 流山商工会議所内 1 階
TEL 04-7150-1116（FAX 共通）
鎌ヶ谷分室
鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10
TEL 047-445-4485（FAX 共通）

公益社団法人　松戸青色申告会報

青色まつど

４月・５月号
http://www.matsudo-oiro.or.jp

令和 5 年 4 月 20 日
第 51 号
(公社)松戸青色申告会
会長　恩田忠治
編集　広報委員会

決算確定申告相談会の実施報告

「令和 4 年分決算確定申告相談会」が 3 月 31 日に終了いたしました。

松戸税務署、千葉県税理士会松戸支部所属の先生、会員の皆様のご協力により、無事終えることができましたことに、深く感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から、「インボイス制度」が開始されます。帳簿の記帳方法等が変わりますので、個別記帳相談会にご来館下さい。

又、「適格請求書発行事業者」の登録をした事業者は、令和 5 年分の確定申告では、消費税の申告が必要になります。必ず「中間決算相談会」にご来館していただき、「決算確定申告相談会」がスムーズに運営する事ができるよう、ご協力をお願い致します。

事務局職員一同

『令和 4 年分決算確定申告相談会 実績報告』

● 来会者延べ人数	5,450 人
● 所得税申告書提出件数	4,923 件
（内 e-Tax 送信件数）	4,589 件
● 消費税申告書提出件数	502 件
（内 e-Tax 送信件数）	456 件
● 65 万及び 55 万控除適用件数	1,717 件

（青色コーナーの様子）

青色コーナーにおいての活動報告

2 月 1 日(水)～3 月 15 日(水)、当会の協力している松戸税務署の『青色コーナー』(松戸税務署確定申告作成会場内)は 919 名の納税者の方々が利用されました。

土曜日記帳相談会のご案内（予約制）

平日の相談日にご来館できない会員さん、土曜日午前中開館します！！

〈土曜日相談会〉 ・５月　13 日、20 日　・６月　３日、17 日
・７月　８日、22 日　・８月　５日、26 日

〈開館時間〉　午前９時～午後 12 時（相談時間は 60 分以内です）

相談会の年間スケジュール

◇ブルーリターンAなどの会計ソフトをお使いの会員様 帳簿の印刷を忘れずに！◇

会計ソフトを使用している場合は、印刷した帳簿類の 7 年間の保存が義務付けられています。新年度の入力を始める前に、令和 4 年分の帳簿の印刷をお願いいたします。

印刷作業

㊟ 確定申告相談後のデータを必ず復元してから印刷してください。

1.仕訳帳　2.総勘定元帳　3.月別合計残高試算表(1 月から 12 月)

【帳簿の保存期間】

区分	保存が必要もの		保存期間
帳簿	青色申告特別控除	仕訳帳、総勘定元帳 毎月の試算表など	7年
	65万円適用の方		
	55万円適用の方		
	青色申告特別控除	現金出納帳 売掛帳、買掛帳など	
	10万円適用の方		
決算書類	申告書、青色申告決算書、棚卸表など		
関係書類	領収書、預金通帳、小切手帳など		

《仕訳帳の印刷手順》

①メインメニューより「22 仕訳帳入力」を開き、印刷ボタンから印刷して下さい。

《総勘定元帳(全科目)の印刷手順》

①メインメニュー「23 帳簿入力」より、「総勘定元帳」をクリックします。

②全科目をクリックして確定をクリックします。

③印刷ボタンをクリックし、「選択した科目をすべて印刷する」にチェックをつけて実行をクリックします。(「改ページ設定」や「印刷科目の設定」など必要に応じてチェックを追加してください。「相手科目コードを印刷する」にチェックをつけておくと、後日取引の内容を確認する際に便利です)

《月別合計残高試算表(1 月から 12 月)の印刷手順》

「30 帳簿出力」より「月別合計残高試算表」をクリックし確定。月ごとに(1 月から 12 月)印刷する。

《総勘定元帳(全科目)の印刷手順》

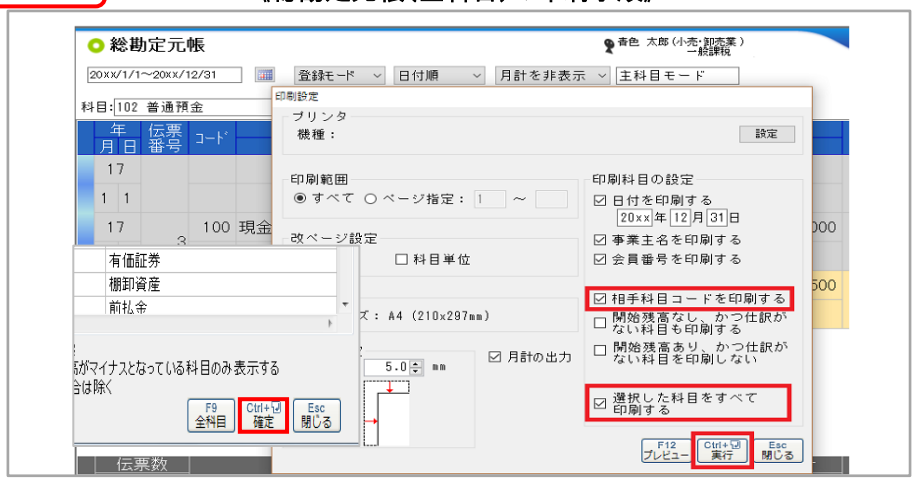

印刷が終わりましたら繰越処理をして 2023 年のファイル(データ)を作成します。

翌年繰越作業

《繰越と会計年の確認》

会計年「2022 年」データの最後の処理として、翌年への繰越を行います。メインメニューの「81 翌年への繰越」ボタンをクリックし、繰越後のデータの会計期間が正しいことを確認し、実行をクリック。会計年が「2023」となったことを確認してください。

会計年 2023

消費税

令和５年 10 月 インボイス制度がはじまります！
～準備はお済みですか？ 登録申請はお早めに～

登録手続のスケジュール

「令和 5 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和 5 年 3 月 31 日後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、当該事業者が令和 5 年 4 月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和 5 年 9 月 30 日までの申請については、インボイス制度が開始する令和 5 年 10 月 1 日を登録開始日として登録されることとなります。登録される事業者様はお早めの申請をおすすめします。

（注） 免税事業者の方が令和5年 10 月2日以後の日の登録を希望する場合には、登録申請書に登録希望日を記載する必要があります。

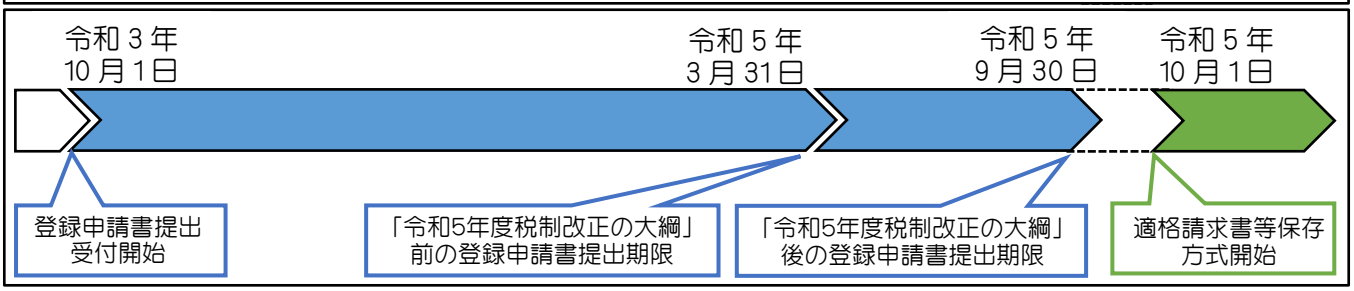

適格請求書発行事業者の登録に係る経過措置（免税事業者の登録申請手続）

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録申請書を提出すれば登録を受けることができ、免税事業者が当該課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

※適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が、1,000 万円以下となった場合でも、登録の効力が失われない限り、免税事業となりません。

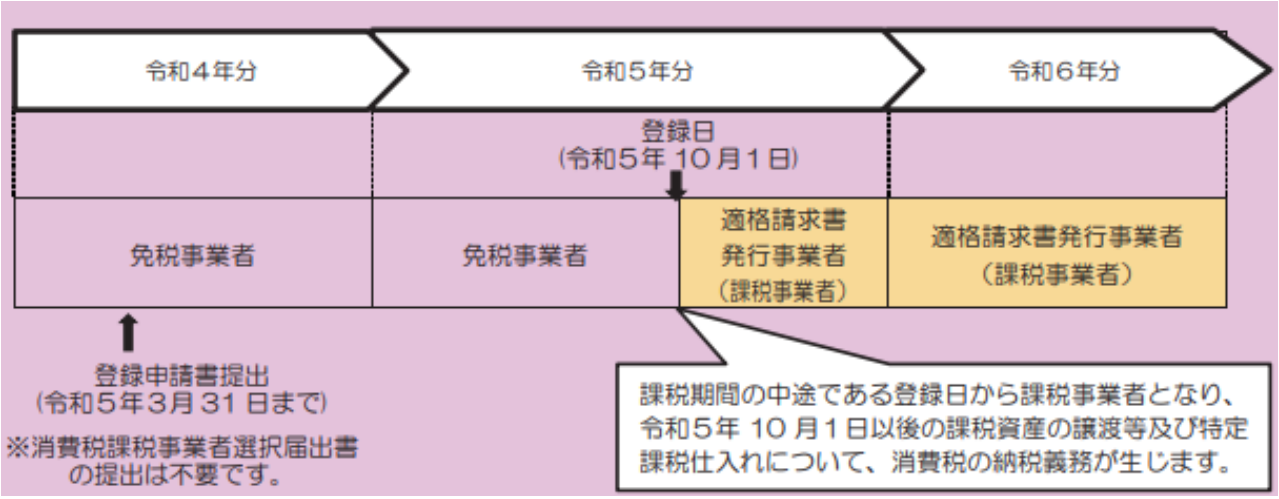

～ 事務局からのお知らせ ～

◇ 通常総会ご案内 ◇

日　時　令和５年５月26日(金)　午後３時

場　所　ロイヤルガーデンパレス柏　日本閣

上記の通り令和５年度通常総会を開催いたします。ご案内の往復ハガキを発送いたしますので、**出欠のお返事**をお願いいたします。
出欠のお返事は**必ず総会前に到着するようご返信下さい。**欠席の場合でも**委任状・議決権行使書の提出により出席とみなされます**ので、総会へのご出席はご自身の安全を優先的に考えご判断ください。
なお、新型コロナウイルス感染状況により開催場所を変更する場合があります。
その際はホームページ等でご案内させていただきます。
又、議案書は松戸青色申告会ホームページ（http://www.matsudoaoiro.or.jp/）に掲載しておりますのでご覧下さい。

青色ドック(健康診断)のお知らせ

下記日程で「青色ドック」を実施致します。
日にち　令和５年６月28日(水)
時　間　９時30分～
会　場　松戸商工会議所別館１階
申し込み方法　松戸青色申告会までお電話ください。
（先着100名）

色々なコースを準備しています。
※詳しくはチラシをご覧ください。

◇　事業所・住所登録内容の変更がありましたらご連絡ください　◇
お引越し等の住所変更や事業を廃止した場合は管轄税務署へ各種届出が必要となる場合がございますので、必ず事務局・分室へお電話でご確認下さい。

◇　流山・鎌ヶ谷分室の開館時間が通常時間にもどります　◇
開　館：火曜日・木曜日　午前９時～午後４時

中小企業のための
自動車共済

事故処理体制が充実！
しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部
〒２６０－００１５
千葉市中央区富士見２－２２－２
千葉中央駅前ビル６階
電話　０４３－２２４－５２２２

《ペットの葬儀と供養・慰霊は》
(有)松戸ペット霊園

松戸市立病院より車で約１分
マミーマートの裏です
〒２７０-００２５
松戸市中和倉４５
電話　０４７－３４１－１２９４